

古今集詞書の文章の性格

——伊勢物語の成立問題をめぐって——

新井 妙子

従来、伊勢物語の成立問題をめぐって、様々な立場からその古今集との関係が注目されてきた。とりわけ古今集業平歌及び業平関係贈答歌と、それらを含む勢語章段との関係をいかに捉えるかという問題はその中核をなすと言うべく、現在まで多くの先学によって検討が重ねられてきた。かつて岡村和江氏は「古今的規範とも見られる改まったことばの各項目が、守られているか外されているか」という観点から勢語重出の古今歌詞書・左注を調査され、諸相を五分類して示されたが、かかる現象の多様性は、ある意味では、これら両者間に横たわる問題の複雑多岐に亘ることをものごとがたっているといえよう。それぞれを一括して一義的に論じられる性格のものであること、必ずしも方向を一にせぬ種々の見解を生むことになりかねない。

古今集における業平関係歌詞書の特殊性が注目されるようになって久しいが、近年の、国語学的立場からなされた緻密かつ具体的な指摘は、成立の謎を新たな角度から浮き彫りにしているようで興味深い。けれど、一見確固たる実証性を有するかにみえる文法的事実という名のもとに示された現象のみを享受し、勢語成立研究に結び

つけるのはいかかなものか。特殊性に対する一般性がいかに把握されているかの検討が些かなおざりにされている気味もあるのではないか。その意味で、一部の業平歌・業平関係贈答歌詞書が他の古今歌詞書に比して特殊であることを文型の面から論じられ、古今集に先行する勢語の存在を推測された奥村恒哉氏の御論考⁽³⁾には検討の余地があると思われる。氏の説に対してはすでに阿部秋生氏・岡村和江氏の反論があるが、にもかかわらずこれに則って一部の勢語章段の成立が云々されてきた⁽⁶⁾。周知の如くこの論争は、物語の源流をどこに求めるかの議論の際に一部でとりあげられたものであり、その観点からはこの問題を論ずることを無意味とする声もあるのだが、勢語の成立を考える上では放置しておいてよい問題とも思われ
ない。

以下、奥村説の検討をめぐって古今集詞書の文章について考え、一部の勢語重出歌詞書に関する私見を述べたいと思う。

一 奥村説及び奥村説批判の概観

奥村氏の主たるテーマは、古く『玉あられ』(宣長)に始まる「一見文語と思はれる詞書のうちに、口頭語である筈の、はべり、が使用されてゐるのはどういふ訳か」という疑問を文型面において解決することにある。つまり、

(一) 「はべり」の使用は「撰者の天皇に対する配慮」によるものである。ただし古今集詞書は「読者一般を予想しての書き様」であるため、「天皇」が直接の聞き手であるというわけではない。それは「第三者」「わきの相手」として、強い圧力をもつて話し手の言葉を制約する存在の「天皇」である。要するに

「はべり」は、直接の聞き手―読者一般―以外の聞き手―天皇―の存在に影響されて使用されたものである。

(二) 当時の「はべり」の用法から、詞書を純粹な地の文―第三人称文(話し手が特に姿を現さず、聞き手も不特定者である場合の文章)―と考えることはできない。なぜなら、時枝誠記氏によれば「はべり」は「言語主体の直接的表現である判断が、場面即ち聴手によって制約された」敬語法⁽⁹⁾というものであるが、そうした、話し手の敬語使用を制約する場面―外面的言語場面―は、会話・手紙には存在しても第三人称文には存在しえないからである。そこで詞書は、撰者の意図で、原則として―皇室関係歌・物名歌等特殊な条件のある歌の詞書は除く―読者一般を相手どりながらも詠者という特定の話し手が登場する第一人称文で貫かれていると考えなくてはならない。特定の話し手が姿を現す第一人称文には、外面的言語場面が稀薄ながらも存在するため、「はべり」使用の可能性が多少はあるわけである。また、原型古今集における「はべり」は詞の敬語としての一面をもつと考えられるため、その可能性はより増大する。

と論じられたのである。然るに勢語重出歌である705・706・784の詞書は「どう見ても、三人称で書かれてゐるとしか思へない」ものであり、この特異な現象は、先行する伊勢物語を典拠にしたために生じたのではないかと推測された。

以上が奥村説の概要であるが、この検討に入る前に、岡村・阿部氏による奥村説批判を見ておくことにしよう。加えて、それらの反論に対する私の疑問も述べさせていただくことにする。

岡村和江氏は、古今集詞書は「撰者話者型文」と「よみ人話者型

文」とから成るとされ、こうした特定の話者の存在が口頭語「はべり」を使用させたと言われる。奥村氏指摘の三例については、「たしかによみ人は話者としてではなく、第三者として文中に現われている。しかしへ略同様の例は」248・397・645・858にもみえ、そこには「まがる」「まうでく」の存する詞書もあり、場面の想定されない第三人称文とは言えないので撰者話者型文と考え、「勢語にひきずられた特例ではない」とされた。しかし、奥村氏指摘の三例と248・397・645・858の詞書とを同様に扱うことは無理があるのではないだろうか。

248 仁和のみかど、みこにおはしましける時、ふるのたき御覽せむとておはしましけるみちに、遍昭がははの家にやどりたまへりける時に、庭を秋ののにつくりて、おほむものがたりのついでよみてたてまつりける 僧正遍昭

自称を示す必要がある場合に、一人称代名詞を用いず実名を以て表わすことは、当時、自己の謙意を表明するものであったと思われるが、奥村氏の立場からすればこの「遍昭」は、話者にとつて第三人称者ではなく第一人称者と捉えらるべきものではないだろうか。また397は、奥村氏自身、398の返歌作者の立場から書かれた一人称文であると言っておられるし、そうした立場からすれば654も655の返歌作者からの一人称文ということになる。そして858は、詠者が故人であるために話者になれないという特殊条件下の歌の詞書である。

ただ単に歌の作者名が詞書中に現れるという理由だけで奥村氏指摘の三特例と如上の四例とを同列に扱い、故に「3例は、勢語にひきずられた特別のものではない」と結論されるのはあまりに単純す

ぎはしまいか。そしてそれら総てを一括して撰者話者型文に属せしめられるのも機械的にすぎる。また私は、後述するように、岡村氏が「よみ人話者型文」を設定されたことにも肯きかねる。

次に、古今集詞書は総じて撰者の立場からの三人称文であるとする阿部秋生氏の反論であるが、これは「統一的形式のものだとするならば」という条件付きである点、どこか妥協協的な趣きがないでもない。また氏自身、

勅撰集の詞書を三人称的文章として読むと、詞書の中に時々出て来る「侍り」といふ語が問題になるらしい。〈略〉私にも答へられぬ疑問となつてゐるが、この問題は角度を改めて検討するより外にはないのではあるまいか。

と書いておられるように、「はべり」使用に関する考慮がなされていない。それは撰者が、外面的言語場面の構成要素たる話し手であるのか、それとも書き手⁽¹⁰⁾姿を現さない話し手であるのかが明確に規定されていないことに起因するようだ。三人称文とは、書き手と不特定な読者とによって成立する内面的場面領域における文章をさすが、氏の場合、表現主体からみて第三人称者なる素材について語られている文章、という程度の意味でこの語を使われている。従つてそこには、所謂地の文のみでなく、書簡のようなケースをも含んでしまふ。撰者を書き手とされるのなら「はべり」使用は解決されないが、話し手とされるなら解決するだろう。尤も、その時改めて、奥村氏(11)のような検討が要求されようが、ともあれ氏の論述は、「はべり」の用法から必然的に詞書の文体を規定された奥村氏の論を、一面では後退させてしまったように思われる。

岡村・阿部両氏の奥村説批判は、示唆的な部分が少なくないのだ

が—それは後に活用させていただが—、反論としてはどうも的を射ていないように思う。大分まわり道をしたが、このへんで、奥村説の検討に入らう。

二 古今集詞書の聞き手と話し手

奥村氏は、詞書の直接の聞き手は天皇ではなく読者一般であるとされたわけだが、では、詞書において醍醐天皇の行為・動作が叙述される場合に限つてその主体—醍醐天皇—が一切明示されない、という現象はどう考えればよいのだろうか。

古今集詞書中、醍醐帝が素材として話題にのぼると考えられるものは八例ある。

22 歌たてまつれとおほせられし時、よみてたてまつれる

(25・29・34も同文)

397 かむなりのつばにめしたりける日、おほみきなどたうべて、あめのいたうふりければ、ゆふさりまで侍りて、まかりいでける

おりに、さか月をとりて

1000 うためしけるときに、たてまつるとて、よみておくにかきつけ

たてまつりける

1002 ふるうたたてまつりし時のもくろくのそのながうた

1003 ふるうたにくはへてたてまつれるながうた

傍点部の主語あるいは客語は醍醐天皇と考えてよいと思うが、それは一切明示されていないのである。これに対し、敬語的待遇を同じくする他の天皇・上皇・皇后等が素材となる場合には

420 朱雀院のならにおはしましたりける時に、たむけ山にてよみける

871 二条のきさぎの、まだ東宮のみやすん所と申しける時に、おははらのにまうでたまひける日よめる

919 法皇にしかはにおはしましたりける日、つるすにたてりといふ事をだいにてよませ給ひける

997 貞観の御時、万葉集はいつ許つくれるぞと、はせたまひければ、よみてたてまつりける

のように、傍点部の主語は傍線部によって示されている。なお97のような場合は、はっきりと示されてはいないが、やはり傍線部によって主語の何たるかが示されていると考えてさしつかえないだろう。

醍醐帝が話題にのぼる場合に限って、ことさらそれが明示されない——、思うにこれは、聞き手が醍醐帝その人であったからではないだろうか。聞き手に自明のことであったために明示する必要がなかったのではないだろうか。

我々は日常、特定の一個人を相手に話す（書く）際に、聞き手の理解が話し手の言語表現を補助する場合があることを経験している。けれども、不特定者を対象とする場合には、そうした補助は全く期待できない。もし詞書が「読者一般」なる不特定者を予想して書かれたものなら、たとえ天皇が「わきの相手」として想定されていたとしても、話題の主が天皇であることを「読者一般」に理解されるようなかたちで示された筈ではないか。醍醐帝は他の天皇・上皇・皇后等と同一の敬語的待遇を受けているから、読者一般はそれを判断する術をもたないのである。後撰集以下の勅撰集詞書には「帝」「今上」等の語が見られるが、明示すること自体に問題はなかったと思われる。読者一般とは話し手にとって未知・不定なるも

のであるから、話し手は当然その知的理解——文学的理解ではない——を考慮することはできないし、従ってまた、その理解を考慮した表現もなしえないのである。

如上の現象はやはり、醍醐帝を直接の聞き手としていたことこの形式的反映と解すべきではないかと思う。天皇の下命に従って撰進する勅撰集、その詞書の聞き手が受納者としての醍醐天皇⁹¹⁹であることは当然なことと思われるかもしれないが、それが話し手の表現の姿勢を規定し、先に見たような体裁をとらせた、ということが重要である。なお古今集詞書には「はべり」という語が使用されているが、当時の「はべり」について森野宗明氏が、

後世の文語としての用法にみられるような、不特定の読者を予想しての使用といった〈略〉用法はきわめて未熟である。「給ふ」クラスの敬語を適用して言及するような人物を聞き手とする発言部では、その使用度が低下し、「しせ（させ）給ふ」クラスの使用と共存する傾向が強いことに注意したい。

と言っておられることは、上の考察を補強してくれるだろう。奥村氏は、詞書を「奏上体と了解するには、敬語が甚しく少なすぎるし、第一、もつと書き様がある筈である」という理由で聞き手を「読者一般」とされたのだが、敬語の多少は、話し手の立場如何によるものであろう。そのことは、話し手について考察する際に解決したい。

〈聞き手が特定者である〉という概念には話し手も特定者であることを前提として含むが、次に、詞書の話し手について考えることにする。それは撰者か詠者かの二種に絞られようが、あるいは双方のケースがあり一貫していないのかもしれない。撰者であれば詠者

は第三人称者として、詠者であれば詠者は自己を客体化した第一人称者として詞書中に登場しよう。ところが、一般に古今集詞書では詠者の人称は文面外にあり、明示されていないのである。一般にと言ったのは、皇室関係歌等のやや特殊な歌の詞書においては詠者が第三人称者として現れるからで、それらを以て総ての詞書の話し手を撰者とするわけにはいかない。岡村和江氏は

163はやくすみける所にて郭公のなきけるをききてよめる

ただみね

をよみ人話者型文の詞書とされたが、この文面だけで話者を決定することは実は不可能であると言わざるをえない。この文章における主語が「ただみね」であることは明らかだが、それは話し手にとって第一人称者であるかもしれないし第三人称者であるかもしれないのである。その際「ただみね」という署名は、阿部氏が言われたように「必ずしも、詞書の話者を表わすためのものであったとは限らない」のであり、自署というよりは歌の作者を示す型と考えておくべきだろう。岡村氏は撰者話者型文について「撰者はよみ人のときほど姿を現わさないがへ略」対話敬語型の『はべり』を用いることもある」と述べられ、そのよみ人話者型文との質的相違は説かれていないが、私が見たところでは、よみ人話者型文に属する詞書は総て上の如き話し手不明の文章である。何ら理由も説かれずにそれらをよみ人話者型文とされたこと、私には納得しかねる。また奥村氏が、

春たちける日よめる 二

などでは、一人称であるか、三人称であるか、どっちとも言へるかもしれないが、

もろこしにて月をみてよみける 四〇六

とか、

仁和寺に菊の花めしける時に、うたそへてたてまつれと仰せられければ、よみてたてまつりける 三九
などになると、歌の作者が詞書の話者であることは明かである。(傍点引用者)

と言われたことも全く説得性をもたない。それは第一に、「もろこしにて月を見」「よみける」動作の主体つまりこの文章の主語は確かに詠者であるが、それが即話し手とはならないこと。これは例においても同様である。第二に、「けり」は言語主体の体験・非体験に無関係であること。第三に、謙讓語「たてまつる」は話し手が詠者の場合のみ使用されるとは限らないのであり、撰者が話し手であっても、撰者にとって詠者が敬語的自称の枠内にあれば詠者が臣側の者であれば使用されること。たとえば「私が申し上げる」と言うと同時に「彼が申し下げる」とも言うのであって、「彼」が話し手側になれば敬語的待遇は「私」と同一になる。要するに、「けり」の使用や、謙讓表現、行為の詳述がなされているというだけでは話し手が詠者か撰者かの決定はしえないのである。

そこで注意したいのは、古今集詞書における敬語の使用について岡村氏が、「尊敬語（上位者を主体とする敬語）の使用は、君がわ（帝・后・東宮・朝廷）に限られ」、「皇子・皇女といえども無待遇（常体表現）か、臣がわとしての待遇を受ける」と言っておられることである。プラスの待遇評価が行なわれるのは広義の天皇・皇后のみであって、普通ならば尊敬表現の欠かせぬ皇子・皇女・東宮・女御等が臣側の者と同レベルに扱われているのである。それは、

885 田むらのみかどの御時に、齋院に侍りけるあきらけいこのみこ

を……

あま敬信

のように、詠者が臣下者であるときの歌の詞書において皇子・皇女等が話題にされる場合も同じである。天皇を前にした公的な場では、天皇への顧念が強く働くため、話し手より上位の臣下者にも尊敬語を用いないということは確かにあろう。だがその場合でも、皇子・皇女等を話題にするときには尊敬語を用いるのが普通ではないだろうか。換言すれば、臣下者なる詠者が話し手であるなら、語る素材が自己より上位の臣下者であるときには謙讓語を用いても、皇子・皇女等には尊敬語を用いるものではないだろうか。

待遇的把握とは場面に応じて変化するものであり、そこで敬語の取捨が行なわれるわけだが、詞書の場合のそれは、話し手が公的どのような資格で臨んでいるかにかかわってくるものであろう。私は、かかる待遇的把握のなしうる公的資格を有するのは、撰者以外には考えられないと思うのである。奥村・岡村両氏が言われたような、話し手たる詠者の背後にあって話し手を操る撰者にはその公的資格は用うるべくもないのであって、実際の話し手として前面に出た撰者であるからこそそれが可能なのである。

天皇からの勅命を拜して撰集を編輯する撰者、その特殊な公的立場において上位者として仰ぐべき対象は天皇及びそれに準ずるものしか存しなかったのであろう。阿部氏は、撰者の立場には「勅命を体した」立場もやや含むことを説かれているが、そうした微妙な立場が「奏上体と了解するには、敬語が甚しく少なすぎる」（奥村氏）表現をとらせたのではないかと思う。岡村氏があげられた「古今の規範とも見られる改まったことば」は、撰者という公的資格に基づいた待遇的把握で素材を規定した表現であって、撰者の個人的な敬

意の表明ではなかった。そこには度々問題にされる「はべり」という語が含まれるが、古今集詞書における「はべり」は場面相関性こそ高いものの未だ謙讓表現の域を脱していないかったと考えるため、これも、素材を撰者という公的資格をもつ話し手の立場から捉えた、存在の意の謙讓語と考えたい。撰者の責任において入集した歌を、撰者の責任において詠歌事情を説く、その際の待遇表現はあくまでも撰者の公的資格から捉えられたものだったのである。

以上、古今集詞書では一貫して撰者が話し手であるとの結論を得た。なお、皇室関係歌以外の歌の診書中に、なぜ詠者名が現れるときと現れないときがあるのかについてだが、これは、どうしても文中に示す必要がある場合―殊に贈答歌等、ある種の人間関係を示す必要がある場合や、明示しなければ内容上混乱をきたす場合―に限って第三人称者として登場させ、そうでない殆んどの場合には自明のものとして省略する形式をとったためと思われる（四章参照）。

三 古今集詞書の文章の性格

古今集詞書には、物名・雑体などやや特殊な性格をもつもの、題の如き形式をとる詞書もあるが、本質的にはどの詞書も、話し手である撰者が聞き手である醍醐天皇に詠歌事情を説く体裁で貫かれていると考えてよい。従って詞書の文体は、一応、書簡等に代表される筆録体口語文ということになる。

書簡等の文章は、橘豊氏も、

書簡は文字言語の中では、特定の相手に語りかけるように表現するといふ点において、また、常に場面を考慮し、場面に左右されるといふ点において、比較的音声言語的な要素を、豊富に

有する形態であると言ひ得るであらう。

と述べておられるように、会話が文字に定着した体のもの、という一面をもっている。詞書の中に、当時対話（手紙も含める）専用語であった「はべり」「まかる」等の語が登場するのは、詞書が、こうした場面構成度の高い文章であったということと解決されよう。

けれど書簡は、単に音声言語を文字に置換しただけのものではない。言うまでもないが、いわば社会性を有する文字言語による定着がなされるといふ点で、聞き手が現前しないという点で、その反面かなり第三人称文的要素をも含み持っている。現前しない聞き手の理解を得るためには、第三人称文特有の客観性が必然的に要求されるようし、またそのために話し手は、内面的に読者一般的なものを想定せざるをえないだろう。本来は特定の聞き手に私的閉鎖的課題として受けとめられていた実用的な書簡文が、後世、多くの人々に公的解放的課題としてある種の普遍的価値を担って受けとめられているのを度々目にするが、書簡文とは、多かれ少なかれそうした第三人称文的要素を含むものである。古今集詞書の場合、いかなる話題も公的品格を帯びること及び話し手が公的立場にあることから、こうした要素はより強いものと推測される。書簡に準ずる形態の文章とはいへ、敬語の頻用される私的書簡文とは相違して、かなり第三人称文的な客観性・普遍性を獲得した文章であるといえるだろう。詞書の表現が没主観的であると評価されていることや、また、詞書中話し手はその主体的敬意を表明することはなく、あくまでも素材の立場を規定した表現としてだけ敬語が使用されていることなどは、かかる性格によるものと思われ。「読者一般を予想した書き様」（奥村氏）的な一面をもつのもこのために外ならない。従って、

詠者が第三人称者として詞書中に登場する場合は勿論のこと、たまたま第三人称文的性格が現れたからといって、直ちに物語地文にひきずられた表現と考えるわけにはいかないのである。

四 補説・勢語重出歌詞書の特異性

私は二で、古今集詞書は撰者を話し手とすることを述べたが、このことは、撰者の恣意・独断で典拠資料が自由に変改・創作されるということの意味するものでは決してない。室伏信助氏は「古今集の撰者が原資料をつかう」際に「規範意識による語句の修正以外は、原資料を勝手に増したり減らしたりしない」と述べておられるが、その事実はいくくの学者によって着々と明らかにされてきているし、また「規範意識による語句の修正」にしても、その根底を貫くものは、糸井氏も説かれるように典拠を尊重する態度であったと思う。ただ、二で述べたように、聞き手が特定者であるという性格上、聞き手の動作・行為の叙述にはその主体を明示しない、といった聞き手の理解の補助を期待した省略は行なわれたようである。また、聞き手の理解をめざそうとする対象志向性故の或る種の考慮、つまり実用面における補助も、典拠資料から判断して誤りのない限りは行なわれたであろうこと、同じく二で述べた。勿論これは、文学的理解を顧慮した説明が加えられるということではなく、実用面における知的理解のみをめざすものである。即ち、

705 藤原敏行朝臣のなりひらの朝臣の家なりける女をあひしりて、
ふみつかはせりけることばに、いままうでく、雨のふりけるを
なむみわづらひ侍るといへりけるをききて、かの女にかはりて
よめりける

在原業平朝臣

のように、内容上混乱をきたさぬために、原則としては詞書中に示さない詠者名を第三人称者として登場させる、といった補助である。

ところでこうした例―臣側の人の歌において詠者名が詞書中に現れる例―が、贈答歌―贈答両歌が並載されているものだけでなく、単独歌として採録されてはいるが本来贈答あるいは答歌であったと考えられる歌をも含む―の詞書にのみ集中していることは興味深い。純粹な単独歌と異なり、撰集資料段階の贈答歌詞書はそれだけ様々な事情を含み持つものだったのであろう。つまり、贈答のみが記載された資料にしても、贈った側から詞書が記されている場合の外に贈られた側から記されているケースが考えられるし、それは返歌のみの資料においても同様である。また、贈答両歌が並載された資料であっても、その資料提供者が贈答側にあるか答歌側にあるかで詞書の主体の立場は異なってくるであろう。その他、実際にはもっと種々のケースがあったかもしれないが、そうした詞書を資料のままに記載することはかえって内容上誤解をまねくおそれがあるのであって、当然それを避ける配慮がなされなければならない。それが、詠者の第三者的登場となったわけである。

37きのむねきだがあづまへまかりける時に、人の家にやどりて、あか月いでたつとて、まかり申し(し)ければ、女のみみていだせりける
よみ人しらず

これは単独歌として採録されてはいるが、詠者不明であるところから、おそらく「女」から贈答された「きのむねきだ」側の資料を典拠としたものであろう。それ故に詠者が「女」として詞書中に登場しているが、のみならず資料における詞書の表現主体「きのむね

さだ」も、内容を正確に伝えるために記されているのである。

645業平朝臣の伊勢のくににまかりたりける時、斎宮なりける人に、いとみそかにあひて、又のあしたに、人やるすべなくて、おもひをりけるあひだに、女のもとよりをこせたりける
よみ人しらず

644たちばなのきよきがしのびにあひしれりける女のもとよりをこせたりける
よみ人しらず

これらも詠者不明で且つ「をこせたりける」とあるところから、典拠資料は返歌作者側から書かれたものであったと思われるが、ここでもまた、原則としては省略される「業平朝臣」「たちばなのきよき」を明示し、詠歌事情を正確に伝えようとしているのである。これに対し、

736右のおほいまうちぎみすまずなりければ、かのむかしをこせたりけるふみどもをとりあつめて返すとてよみてをくりける
典侍藤原よるかの朝臣

のような、贈答側資料を典拠にしたと覚しき贈答歌詞書は、純粹な単独歌詞書と同様な形式をとる。

詠歌事情をより正確に伝えるために詞書の主語や客語を補足する―、これはむしろ、典拠を尊重する態度によるものではないかと思うのだがいかがであろうか。

ところで次のような場合は、一体どのような資料を典拠としたと考えればよいのだろうか。

さくらの花のさかりに、ひさしくとはざりける人のきたりける時によみける
誦人しらず

62あだなりと名にこそたてれ桜花年にまれなる人もまちけり

返し

業平朝臣

63 けふこそはあすは雪とぞふりなまし消えずは有りとも花とみま

しや

ある女のなりひらの朝臣をとこそさだめずありきすとおもひて、よみてつかはしける

よみ人しらす

706 おほぬさのひくてあまたになりぬればおもえどこそたのまざりけり

返し

なりひらの朝臣

707 おほぬさと名にこそたてれながれてもつゝみによるせはありてふ物

鈴木知太郎氏は、これらは贈歌側を本体とした叙述態度であり、且つ文章も短いところから、贈歌作者側の資料を典拠にしたものではないかと推測された。⁽⁵⁰⁾しかしこれらの贈歌は、題が判明しているにもかかわらず、詠者不明の歌である。706の場合は撰者による秘匿とも考えられようが、62はそうもいくまい。そこで私はこれらを、業平側の資料を典拠にしたものと考えたいと思う。ただしその資料では、業平側のみを主体とした叙述法をとっておらず、相手側の歌には相手側の立場を主体とした叙述がなされていたと考える。返歌詞書が「返し」とあるだけなのではつきりとは言えないが、これらの典拠となった資料の記述者は、贈歌作者・答歌作者を客観的にみて同列に扱う叙述法をとったものではないだろうか。そのことは、次のような例がより明確にしてくれる。

これたかのみこのともに、かりにまかりける時に、あまのかはといふ所のかはのほとりにおりゐて、さけなどのみけるついでに、みこのいひけらく、かりしてあまのかはらにいたる

といふころをよみてさか月にさせといひければよめる

在原なりひらの朝臣

418 かりくらししたなばたつにめやどからんあまのかはらに我はきにけり

みこ、このうたを返々よみつつ返しえせずなりにければ、ともに待りてよめる

きありつね

419 ひととせにひとたびきまます君まてばやどかす人もあらじとぞ思ふ

なりひらの朝臣の家に侍りける女のもとに、よみてつかはしける。としゆきの朝臣

617 つれづれのながめにまさるなみだ河袖のみぬれてあふよしものし

かの女にかはりて返しによめる

なりひらの朝臣

618 あさみこそ袖はひづらめ涙河身さへながるときかばたのまんこれらの典拠資料でも、贈歌詞書は贈歌作者側から、答歌詞書は答歌作者側から叙述されていたらしく、そのため、古今集詞書が贈・答どちら側の資料によったものか分明でない体裁となっている。これを、業平・有常・敏行からの別々な資料に拠ったためと解するむきもあるかもしれないが、「このうた「かの女に」とあるところから、やはり贈答両歌が並載された資料を典拠にしたと考えるべきだろう。その資料の叙述が、贈・答両作者のどちらか一方のみに立つてのものではなく、両者を同列に置いてのものであること、説明するまでもなからう。

古今集中かかる体裁の贈答歌は以上の四組のみであり、それらの

歌は総て勢語に重出している。その資料が、原業平集か原伊勢物語か、あるいは全く別種のものであるかは今は速断できない。ただ、これらの贈答歌を撰録する際に拠った資料は、贈・答両作者が同列の素材として扱われた体裁のものであったであろうことを指摘しておく。いわば、物語において登場人物を客観的に、同列に扱うが如き叙述法である。業平に関する歌の資料の一部では、そうした叙述法のなされる段階にあるものもあったのであろう。

なお、これら四組の贈答歌とこれらを含む勢語章段との関係、及びそれが勢語の生成上いかなる意味をもつかについては稿を改めて論じたい。

注1 岡村和江氏「古今集の詞書および左注の文章について」(「国語と国文学」昭39・10)

注2 奥村恒哉氏「古今集の詞書の考察―書式及び『はべり』の使用に關する諸問題―」(「国語国文」昭32・4)。以下、特に注を付さぬ場合の同氏の論述は総てこれによるものとする。

注3 阿部秋生氏「勅撰和歌集の詞書の立場」(関西大「国文学」29号)。以下、同氏の論述には注を付さぬが、総てこれによるものとする。

注4 注1に同じ。以下、同氏の論述には注を付さぬが、総てこれによるものとする。

注5 鷺山樹心氏「伊勢物語は古今集に先行する」(「文学・語学」昭33・12)、片桐洋一氏「業平集と伊勢物語」(「国語と国文学」昭36・3)、鷺山樹心氏「伊勢物語『狩の使』の段について」

「文学」昭46・7)、糸井通浩氏「『けり』の文体論的試論―古

今集詞書と伊勢物語の文章―」(王朝文学協会編『王朝』第四冊昭46・8)等。

注6 森重敏氏「伊勢物語の構造と定位―文体論的考察―」(「国語国文」昭36・9)

注7 時枝誠記著『国語学原論』(昭16岩波書店刊) 第二篇第五章 敬語論

注8 清輔本及び高野切によって考えられる古今集本文をさす。

注9 時枝誠記氏の概念規定に従う(時枝誠記著『国語学原論』第二篇第五章参照)。

注10 森重敏氏「文体論の前提概念」(「国語国文」昭31・11)

注11 古今集撰進が醍醐天皇の勅宣によるものか宇多上皇の院宣によるものかは論のわかれるところであったが、私は奥村恒哉氏の御論述(「古今集の成立―宇多上皇と醍醐天皇」(「国語国文」昭29・5))に賛し前者と考えること、ここでお断わりしておく。

注12 講座国語史第五巻『敬語史』(昭46大修館書店刊) 第三章古代の敬語II

注13 糸井通浩氏「『けり』の文体論的試論―古今集詞書と伊勢物語の文章―」(王朝文学協会編『王朝』第四冊昭46・8)

注14 石坂正藏著『敬語』(昭44講談社刊) 2敬語と敬語法〔II〕敬語的人称

注15 紙幅の都合で詳述できないが、その理由は、清輔本・高野切によって考えられる原型古今詞書における「はべり」はすべて存在の意を含んでいたと考えられること、岡村氏御指摘のように「単なる『あり・をり』を用いない」限りで使用されている

こと、話し手に全く無関係なものや聞き手側の動作には一切使
用されていないこと、等々である。

注 16 橘豊氏「書簡作法書における待遇表現」(『国語と国文学』昭
47・12)

注 17 室伏信助氏「伊勢物語の歌の性格―古今集所収業平歌を含む
段をめぐって―」(『中古文学』昭43・3)

注 18 注 13に同じ。

注 19 細田恵子氏「古今集と贈答歌」(『王朝文学協会編『王朝』第
一冊昭44・9)「資料・古今集の贈答歌」(『王朝』第四冊昭46
・8)の御調査をもとに調べさせていただいた。

注 20 鈴木知太郎氏「伊勢物語の成立時代考」(『日大国文学会「国
学』昭16・2)

本稿で引用した『古今和歌集』の本文は日本古典文学大系本に
拠った。算用数字はその国歌大観番号を示す。